

第二次基準改定

◆基準改定の経緯

四一年度予算において、生活保護基準は、生活扶助基準の二三・五%をはじめ各扶助基準について、かなり大幅な改善が行なわれた。

保護基準は、一般国民生活の動向等を考慮しながら、一般国民の生活水準との格差を縮小することを目標に、三六年度以降大幅な改善が図られてきたことは周知のとおりである。

とくに、四〇年度および四一年度においては三九年度に、社会福祉審議会生活保護専門分科会から提出された「生

活保護水準の改善に関する中間報告」の趣旨に基づき、改訂されたものである。

この中間報告の概略については、すでに本誌一〇八号において、紹介されているので省略するが、以下、第二次保護基準改定の背景となった、一般国民生活の動向等にふれながら、基準改定の状況について概観してみよう。

この数年の一般国民の生活水準の動向を、階層別にみると、各階層とも、経済

◆集

つぎつぎと上ります。この状態をすこしでもよく正し、今年も行なわれま



年度の生活保護

施要領改正・監査方針

成長に伴い、所得の向上にさきえられ、消費水準のいちじるしい上昇がみられ、なかでも、所得の低い階層ほどその伸びが、顕著であることが認められる。

昭和三九年度後半以降、物価調整の影響を受けて、所得、消費両面にわたって伸び悩みの傾向においても、なお、相当のテンポで、階層間格差縮小の傾向が、持続していることがわかる。すなわち、昭和三九年度から昭和三九年度までの四年間について、総理府家計調査によ

って、その状況をみると、全都市勤労者世帯、一人当り消費水準の、平均実質上昇率は、約六%であるが、もともと所得の低い、第一・十分位階層（十分位・五分位階層）は、家計調査の対象となつた世帯で、所得の低い順序にならべて十分分または五分分したものであり、所得階層別に家計内消費水準の動向を分析する際に用いられる）では、八・八%の伸びを、その上の第二・十分位階層では、六・六%の伸びを示している。

また、被保護世帯の、消費水準の動向について、東京都被保護者生活実態調査により、日雇、家内労働者世帯、一人当り消費水準の、平均実質上昇率をみると、一〇・七%と、一般世帯における、いずれの階層よりも、大きな伸びを示していることがわかる。これは、昭和三六年度以降における、保護基準の、大幅な引き上げの結果によるものである。

四一年度における、保護基準の改善は、生活扶助基準の改定に当り、格差縮

このような格差縮小の一般的傾向に対応していくという考えに基づき、さらに、保護階層の生活水準の向上につとめる必要があることが確認されたのである。

このような、階層間の格差縮小傾向は、保護階層の生活が、一般社会生活との均衡を確保するうえから、常に注目していかなければならない動向であるが、このほか、最近のいちじるしい物価上昇は、直接、国民生活に影響をおよぼすものとして無視できないものがある。

これに対し、政府は、物価上昇の家計への影響を緩和し、一般国民生活の安定をはかるため、例えば、所得税の課税最低限度額を、給与所得者で、扶養親族が四人いる五人世帯で、四〇年度年額五四万円であったものを、七万円引き上げ、六万円とする等、減税の措置等を、実施することとしているが、いわゆる、低所得階層、とりわけ保護世帯は、元来所得も不細くあり、減税の恩恵も少なく、しかも構造的には、被保護者の生活は、保護基準によって、生活（所得）水準が押えられていることから、家計におよぼしている、物価上昇の影響を緩和し、消費水準を低下させないためには、どうしても、保護基準の引き上げによるものをえ

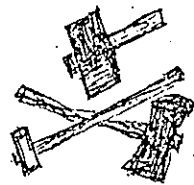
ない。

今次基準改定の背景となり、主に論議された点は、以上の格差縮小と、物価上昇の二点である。

生活扶助基準の改定に当り、格差縮

◆特

公共料金をはじめあらゆる物価が、の中で生活保護を受けて生活する人々するために基準の改定、実施要領の改定した。以下その解説を特集しました。



第二二次基準改定・実

表1 生活扶助基準改定の推移

改定次	実施年月日	基準額	対前回比	指数
第16次	35.4.1	8,914	—%	100.0
第17次	36.4.1	10,344	16.0	116.0
補正	36.10.1	10,862	•	121.9
第18次	37.4.1	12,213	18.0	137.0
米価補正	37.12.1	12,460	•	139.8
第19次	38.4.1	14,289	17.0	160.3
第20次	39.4.1	16,147	13.0	181.1
米価補正	40.1.1	16,446	•	184.5
第21次	40.4.1	18,084	12.0	202.9
（乳幼児を養育する世帯にのみ）		18,204	12.7	104.2
米価補正	41.1.1	18,548	•	208.1
第22次	41.4.1	20,662	13.5	231.8

重したものである。

四〇年度当初標準四人世帯（三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女）において、一八、二〇四円であった生活扶助基準はこれにより、四一年度二〇、六六円となる。

三六年度以降における、生活扶助基準の改定状況は、表1のとおりであるが、三五年を基準にして、約二・三倍の引上

げが行なわれたことになる。

この結果、三五年当時、最低三八%まで下った、一般勤労者世帯と、被保護労働者世帯との、生活水準の格差は、漸次是正され、三九年度においては、四七%に回復するにいたった。表2のとおり。なお、四〇年度における、二%の引上げと、今回の二三・五%の引上げにより、この格差は、最近の、一般国民の

少額を、どの程度に見込み、また物価上昇を、基準に、どう配慮していくかという問題は、景気、国民生活、物価など、経済情勢全般の動向は、めまぐるしく変動しているから、これら不確定な要素を、どのように判断していくかという問題にはならない。

最近とくに、一般国民の生活水準の停滞が、伝えられている環境の中で、格差縮小を、どの程度に見込むかは、単に過去の実績のみによって判定された、保護基準が、必ずしも当該年度において妥当なものであるとはかぎらない。

そこで、当該年度の経済動向を、できる限り正確に予測する必要があり、四〇年十二月、政府が発表した来年度の「経済見通し」と、家計調査の実績による、階層別格差縮小率に基づいて、改定率の算定を行なった。

すなわち、経済見通しによる来年度の

特集

四一年度の生活保護

表2 一般勤労者世帯と被保護労働者世帯の生活費の比較 (東京都の場合)

	1人1カ月当り消費支出額		格差 (A) (B) %
	保護世帯(A)	一般世帯(B)	
30年度	2,726円	6,084円	44.8
31	2,679	6,475	41.4
32	2,878	7,241	39.7
33	3,047	7,670	39.7
34	3,116	7,970	39.1
35	3,437	9,039	38.0
36	4,275	10,295	41.5
37	4,984	11,203	44.5
38	5,885	13,291	44.3
39	6,528	13,870	47.1

資料：保護世帯は厚生省「被保護者生活実態調査—労働者世帯」
一般世帯は総理府統計局「家計調査—労働者世帯」

生活水準の動向について、さらに、
生活扶助基準は、日常生活の基本となる衣食、その他の必要を満たすために、必要なものの費用について、居住・娯楽・年齢階級別、性別、世帯構成別、所在地域別などに、区分して、定めている。保護は、要保護者の年齢、性、健康状態など、その個人、または世帯の、実

三〇歳女、九歳男、四歳女という、世帯構成を想定したもので、現に保護を受けている、被保護世帯の代表的、あるいは平均的世帯構成という意味ではない。の生活扶助基準を計算すると、つぎのようになる。
一類(個人ごと)に計上する飲食物費等の経費
三三歳 男 四、九六五円
三〇歳 女 四、一九〇円
九歳 男 四、二六〇円
四歳 女 三、一四五円
計 一六、五六〇円
二類(世帯単位に計上する家具什器、光熱費等の経費)
四人世帯 三、五〇五円
冬季加算 二二二円
(一月〜三月平均一ヵ月平均)
電気料 一四六円
水道料 一四〇円
計 四、一〇七円

◆入院患者日用品費の冬季加算制度の創設
居住および娯楽、生活扶助基準については、すでに冬季加算制度を設け、寒冷地区別に対応して、冬季の増加額を補正するよう、措置されているので、これに対応して、入院患者日用品費についても、とくに、寒冷地域の特殊事情に対応して冬季加算を設けることとしたものである。寒冷地区(一およびⅡ区(北海道・青森・秋田・岩手・山形・新潟)には三〇〇円を、Ⅲ区およびⅣ区(宮城・福島・長野・富山・石川・福井)については、一五〇円を、一月から三月までの五ヵ月間、入院患者の日用品費の額に加算されることになる。

◆加算、控除制度の改定
また、年齢別、性別、世帯構成別などの、区分にしたがった、一般生活費のほかに、妊娠婦や身体障害者、母子、老人世帯など、肉体的、精神的ハンディキャップを有するために、日常生活上、特別な、個別的な必要が生じているものに対して、各種の加算制度があり、特殊事情の態様に応じて、一定の額が、一般生活費の額に、加算されることになっている。

また、労働者に対しては、その労働に伴う必要経費として、労働状況により基礎控除、新規就労控除など、各種の控除制度が設けられており、就労によって得られた収入を、全部、最低生活者に充てるという点では、その者の経済状況に応じて、必要な経費を、当該収入から、控除することによって、要保護者の勤労意欲の助長を図ることになっている。

加算額および控除額の改定状況は、表のとおりであるが、今回、特筆しておくべきことは、勤労控除制度の改善である。

◆勤労控除制度の改善

勤労控除制度は、勤労に伴う必要経費および勤労意欲の助長という観点から、就労型、要保護者の諸条件に応じて、整備され、これまで、実費控除、基礎控除、特別控除、勤労控除、新規就労控除、未成年者控除の六種類に区分され、実施されてきたものである。

しかしながら、税制収入を、増加させても、勤労控除に該当しないかぎり、増加収入分は、すべて最低生活者に充てられる結果、これがひいては、勤労意欲をそなえさせていくという問題に対し、従来の勤労控除のみをもっては、十分これに処することはできなかった。

今回、基礎控除と、勤労控除とを統合し、業種別基礎控除、および、収入金額別基礎控除とした。

労作(職種)に応じて定められた業種別基礎控除と、収入の多寡によって、決定される収入金額別基礎控除は、勤労控除制度の中で、その基幹となるべきものである。

基礎控除は、労働の強度に対応するエネルギー消費の増大を、補填することにも、稼働することによって生ずる、その他の経費の増加を補填し、また同時に収入の増加に伴って、ある程度まで控除金額を増加させることによって、法の目的の一つである、自立助長に、一層なる勤労意欲の助長を、図ろうとするものである。

業種別基礎控除額と、収入金額別控

◆教育扶助基準の改定

教育扶助基準は、義務教育に伴って必要な、学用品や通学用品などの費用を、学年別、性別に定めた、基準額と教科書代(教科書無償配布の対象とならない教科書)や、学校給食費等の実費支給とがある。

最近、父兄の学校教育、家庭教育に対する関心が高まるにつれ、家計における教育費は、年々増加の傾向にあり、保護世帯においても同様である。

教育扶助基準は、家計の負担に際する負担軽減から、改善をはかることはもちろんであるが、また同時に、保護世帯の児童が、義務教育課程において一般家

生活と福祉

第121号

生活保護の現状をふりかえって
-----森田 作 (1)

- 41年度生活保護..... (2)
- 第二二次基準改定..... (2)
- 実施要領の改正..... (8)
- 生活保護監査方針..... (12)
- 監査メモ..... (18)
- 水 耳よりも目を狙え..... (15)
脈 家庭の月家族負担金一つの疑問
- 査察指導詳見..... (16)
- 社会福祉主事訪問..... (19)
- 海外資料..... (22)
- 人事往来..... (21)

カット 渡辺千代樹

表 3 生活保護基準第22次改定の概要 (1級地)

	第 21 次 改 定 (40年 4 月)	第 22 次 改 定 (41年 4 月)	摘 要
1. 生活扶助基準 (基準生活費)	円 18,204 (18,549)	円 20,662	1級地標準4人世帯
(1) 居宅(1類+2類)	月額 12月1人当り (39年12月) 居宅 取替	40年12月 1,400 505	1級地別、生活扶助基準 標準4人世帯
(2) 期末一時扶助費	5,935 (6,040)	6,735	1級地 20,662
救 護 施 設	6,310 (6,425)	7,150	2 〃 18,802
更 生 施 設	8,420 (8,530)	9,540	3 〃 16,943
アブタケア施設			4 〃 15,083
(加 算 等)			
(1) 妊 産 婦 加 算 (月額)	妊産婦6カ月未満 妊産婦6カ月以上	1,045 (1,070) 1,575 (1,615)	41年1月1日改定
(2) 母 子 加 算 (月額)	妊 産 婦	965 (980)	41年1月1日 〃 41年1月1日 〃 41年1月1日 〃
(3) 障 害 者 加 算 (月額)	障 害 者	1,380 (1,400)	41年度より寒冷区Ⅰ、Ⅱについて300 円、Ⅲ、Ⅳ区について150円の冬季加 算制度が設けられた。
(4) 精 神 病 者 加 算 (月額)	精 神 病 者	2,010 (2,030)	41年度より1級地～4級地同額、他 に教科書代、学校給食費、通学のため の交通費はそれぞれ実費を支給。
(5) 老 弱 加 算 (月額)	老 弱 者	1,000 (1,020)	41年度より1.2級地8,000円以内、3.4 級地7,000円以内の2区分に改定、他 に新生材料実費1,200円加給
(6) 在宅患者加算	在宅患者	1,100 (1,120)	41年度より1.2級地8,000円以内、3.4 級地7,000円以内の2区分に改定、火 災燃料、葬儀費用については特別基準 を設定
(7) 人工栄養費	人工栄養費	1,520 (1,540)	
(8) 入院患者日用品費	入院患者日用品費	3,290 (3,310)	
(9) 一時扶助	一時扶助	1,400 (1,420)	
2. 教育扶助基準	学用品等 小学3年 中学1年	290 800	
3. 住宅扶助基準	家賃・間代等 家賃補助維持費	1～2人 1,220円以内 3人以上 2,000円以内 年間 10,000円以内 100%の診療方針、診療 報酬に準ずる	1,220円以内 2,000円以内 10,000円以内 同 左
4. 医療扶助基準	1件	4,500円以内	
5. 出産扶助基準	1件	30,000円以内	
6. 生業扶助基準	生 業 費 技能修得費 就職支度費	1件 30,000円以内 〃 15,000円以内 〃 15,000円以内 大人 5,600円以内 小人 4,480円以内	1件 30,000円以内 〃 15,000円以内 〃 15,000円以内 大人 8,000円以内 小人 6,400円以内
7. 葬祭扶助基準	大人 小人		
(勤労に伴う必要経費)			
(1) 基礎控除	(業種別基礎控除)	(同 左)	
中 勞 作	月額	2,000 (2,020)	41年度より業種別基礎控除のほかに 収入金額別控除制度を設け、業種別 基礎控除 100%適用者についてその 者の収入金額に応じて控除されるこ ととなった。
強 勞 作	〃	2,800 (2,840)	
重 勞 作	〃	3,600 (3,660)	
(2) 特別控除	年額	15,000円以内	収入金額別基礎控除に統合する。
(3) 勤 勉 控 除	24日以上稼働収入の%		新規就労後6カ月間
(4) 新規就労控除	月額	2,000	20歳未満(中身者等を除く)稼働者
(5) 未成年者控除	〃	2,000	
(6) 不安定就労控除	〃	600	
(7) 実 費 控 除	(社保料、組合費、交 通費等)	同 左	

注 () は第21次基準米価補正

◆ 出産扶助基準 の改定

出産扶助は、分べんの介助、分べん前後の処置、および衛生材料を、給付の範疇として、基準額を定めている。

最近、国民一般の、母子、育児に関する保健衛生思想の向上にともない、分べんは産院など施設内で行なわれており、この傾向はとくに都市部においてつよい。また最近のサービス料金一般の値上り傾向もあって、助産費用の協定料金や慣行料金は、高額となつていく実情が認められる。

四一年度、出産扶助基準の改定に当り

◆ 葬祭扶助基準 の改定

葬祭扶助基準は、遺体の検案、運搬、火葬、その他葬祭に必要な費用を内容とし、国民の生活慣行、地域住民との共同生活の実態から、もっとも必要な葬祭を

表 4 最低生活費の具体的事例 (単位：円)

	標準 4 人世帯	傷病 5 人世帯	老人 2 人世帯	母子 3 人世帯
	(夫・日雇の例) 夫 (35歳) 日雇 (30) 小3年 長男 (9) 小3年 長女 (4)	(妻・居宅療養 中の例) 夫 (40歳) 日雇 (35) 小6年 長男 (12) 小6年 長女 (6) 小1年 次男 (0) 人工栄養	夫 (70歳) 無職 妻 (67歳) 無職	母 (30歳) 無職 長男 (9) 小3年 長女 (4)
35年度	11,044 (100%) 7,996	15,667 (100%) 11,400	5,421 (100%) 3,881	8,890 (100%) 6,667
40年度	23,294 17,027	30,321 23,121	12,654 9,245	17,599 12,836
41年度	26,147 (230.7%) 19,158	33,602 (214.5%) 25,636	14,279 (263.4%) 10,485	19,600 (220.5%) 14,348

(注) 1. 最低生活費は、一般基準による、生活、住宅、教育扶助基準および勤労基礎控除等の合計額である。
2. 実費支給、実費控除、特別基準などを除く。
3. () 内は35年度を 100として41年度までの上昇率。

行なうにあたって、最低限度必要な額を定めている。葬祭に関する経費は、地域の生活慣行、慣習、宗教、故人の生前の生活環境等、諸々の条件によつて異なるものであり、いちがいこれを定めることは、きわめてむずかしい。今回、低所得階層が、通達行なっている葬祭の実態

調査をもととし、葬祭扶助基準の大幅な改訂を図っている。

四〇年度(大人)一級地、五、六〇〇円は、四一年度八、〇〇〇円に引上げられた。

また、従来三段階の地域格差を設けていたが、四一年度においては、一・二級

○母子加算

級 地 別	加 算 額
1・2級地	1,580円
3級地	1,540
4級地	1,500

○障害者加算

級 地 別	加 算 額
1・2級地	2,210円
3級地	2,100
4級地	2,000

母子加算は義務教育終了前の児童が二人以上の場合一人を算入することにより四〇〇円
○老齢加算
一三〇〇円(夫加算等のときは一〇五〇円)

に該当する障害者が入院したり、介護施設のある施設に入所した場合には、当該介護料は控除される。つまり障害者加算が計上されず、従来どおりで、その旨新設の課長回答通知に示されている。

三、加算額の重複調整方式の改正

各種加算が、同一の者に重複する場合、その額が調整されることになっているが、この点について次のような改正が行われた。

なお、これらの改正に関しても、現に加算が行なわれている者の、加算額の増額が、必要となることあるので留意を要する。

▽解説△

▽加算の重複調整は、母子、障害者、老齢の三種の加算の間に限り、行なうこととしたこと。
したがって、例えば、老齢と障害

養護加算などは、加算額がそのまま重複することとなる。もっとも、重複調整とちがって、老齢加算のいわゆる夫婦調整や、同一児童に関する母子と障害者加算の調整は従来どおりである。

▽母子、障害者、老齢加算が重複する場合の調整規定を、次のとおり、表示方式に改めたこと。
まず、三加算の、要件に該当する者については、それぞれ、次のよう

に加算額を算定する。
つぎに重複の調整は次により行なう。
▽重複の調整
同一の者に、母子加算、障害者加算(保護の基準別表第一、第二章の3の(2)のイ又はウに該当することにより行なわれる障害者加算を除く。以下同じ)または、老齢加算のうち以上の加算が重複して行なわれる場合には、そのものの

のである。
八 技能修得費として、認められる経費が、一般基準一五、〇〇〇円では不足する場合であつて、やむを得ない事情があると認められるときは、一五、〇〇〇円の範囲内で、都道府県知事の承認を得たうえで、特別基準の設定があつたものとして、必要な額を認定できることとなったこと。【局第6-7-1(2)-1】

▽解説△

迅速適確な措置を講じ、被保護者の自立助長に、いそが効果をあげ得るよう特別基準の設定権限の一部を、包括的に都道府県知事に、委任したものである。この取扱いは、技能修得全般にわたるものであり、したがって、局第6-7-1(2)-1に掲げる、身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、特定の施設において、はり師、きゅう師となるために、必要な技能を、修得する場合であつてもその期間中、一五、〇〇〇円をこえて、必要があるときは、都道府県知事の承認を得たうえ、一五、〇〇〇円以内の額を認定できることはいまでもない。

■控除制度の改善等

一 就労に伴う収入のうち「その他不安

加算額の合計額から控除される額を減じることとする。

四 人工栄養費の認定されている乳児に

ついては、一歳に達した月の翌月から認定をやることとされたこと。【局第6-2-1(3)-1】

▽解説△

人工栄養費の認定は、従来最低生活費の認定の原則にたがい、三十日を分母とする日割計算によって、行なわれていたが、事務の簡素化を主たるねらいとして、一歳に達した月の翌月から認定をやることに改められた。

したがって、一歳に達した後、継続して人工栄養を必要とし、都道府県知事の

承認を得たうえ、六ヵ月を限度として行なわれる場合も、出産後二年六ヵ月達した月の翌月から、人工栄養費の計上をやることとなる。

五 入院患者日用品費に、冬季加算が新

設されたこと。【告示別表第一、第三章-2】

▽解説△

入院患者日用品費に、冬季加算が設けられた趣旨は、すでに別項にふれたように、入院患者についても、冬季において増加する生活需要を、満たすよう改善されたものであるが、この冬季加算は、級地及び疾病の種類にかかわらず、各級別に定められた道県に所在する病院等に入院している者に対して、算定するものである。

区 分		金 額	
母子加算および障害者加算が重複する場合	母子加算および老齢加算が重複する場合または障害者加算および老齢加算が重複する場合	1.2級地 2,780円 2,630円 3級地 2,740円 (2,590円) 4級地 2,700円 (2,550円)	1.2級地 1,580円 3級地 1,540円 4級地 1,500円
	母子加算、障害者加算および老齢加算が重複する場合		

備考 老齢加算の額が、保護の基準別表第一、第二章の4の(2)または(3)によって算定される場合には、括弧内の額による。

定な就労による収入は一、〇〇〇円をこえる収入について、認定することとされ、限度額が引上げられたこと。

【次官通達第7-3-1(1)-1】

▽解説△

これまで、その他不安定な就労による収入については、六〇〇円までは、収入認定されないことになっていたが、各種控除の引上げとの均衡のほか、一般国民生活水準の改善などを考慮して、改訂されたものである。

月額一、〇〇〇円の限度額が、個人ごとと算定された額であることは、従来どおりである。

二 収入として認定しないものの、取扱いは、新たに、通信教育の方法により、高校で修得する者にかかる教育費が加えられたこと。

▽解説△

教育費には、スクーリングに要する交通費、宿費も含まれるものである。

三 就労に伴う必要経費として、現行の業種別基礎控除額による、控除のほか、新たに、収入金額別基礎控除額表に基づき、控除を認定することとし、これまで勤労控除制度は、これに統合されたこと。【次官通達第7-3-1(4)、局第8-3-1(1)-ア、イ、ウ】

△解説△
勤労控除制度の改正趣旨については、別項で既述したところであるが「収入金額別基礎控除」の適用にあたっては、次の点に留意する必要がある。
① 収入金額別基礎控除を、適用する場合の収入金額別区分は、勤労収入については、通勤費などの実費を控除するなどの収入額により、農業収入または農業以外の事業(自営)収入については、生計に必要な経費または引当金を控除した後の収入額とすること。【課第6-1-27】
なお、この取扱いは、特別控除適用時における「収入認定上の基礎となった就労による収入総額」との考え方と同様である。
② 自給認定額は、収入金額別基礎控除の対象とはならないものであること。
③ 収入金額別基礎控除は、保護の要否の決定の基礎として、計上してはならないものであること。
④ 二種以上の職種に従事した者で、就労口数など就労の状況に依り、業種別基礎控除が一〇〇%適用される場合は、合算収入総額を、収入金額別基礎控除の対象とすること。
この場合の職種区分は、二種以上の職種ごとに、就労実日数によって、収入日額を算出し、合計した就労収入総額を除く。

(846) 522

たときは、養護老人ホームへ入所する者に対して、移送費を支給しなければならぬが、交通不便等の事由によって、交通費、飲食物のほか、宿泊費を要する場合なども生ずるので、この需要を満たすために、移送費の範囲が拡大された

して得た就労日数を、換算して、それぞ
れの種類ごとの基礎控除額を求め、い
れが被保護者に、有利な方を採用してさ
しつかないこと。【なお、具体例など
については百四頁百四十七頁二一、
一〇四頁を参照されたい】

四 特別控除の年間控除額の認定にあ
り、収入年額の一割に相当する額が、
被保護者に定められた限度額をこえる被
保護者で、就労の状況が良好であると
認められる者については、都道府県知
事の承認を得たうえ、限度額に一・三
を乗じて得た額まで、控除できること
とされたこと。【局第8-31(2)
のハ、イ】

△解説
昭和四〇年二月四日、社保第四九
七号社会局長通達「生活保護法による、
保護における、特別控除の取扱いにつ
いて」を整理したものである。

なお、特別控除の適用にあつての「
収入年額」といふ点については、次
のような取扱いが示された。【局第6-
1

「収入年額」は、暦年を単位とし、毎
年一月から、特別控除適用時までの間
において、収入認定上の基礎となつた、
労による収入総額(前年の収入が、分割
認定により、繰り延べて認定されている
額を除く)をいふものである。【局第6-
1

生活保護監査方針

適正な執行とあわせ

自立助長の組織的推進

四十年の監査結果がらみて、総体的
にいえることは、各都道府県(指定都
市)第一線福祉事務所の協力により、実
施水準も年々向上し、生活の適正化もほ
ぼ軌道にのつたといふことである。

しかしながら、生活適用上の問題点が
基本的な解決をみたわけではない。そこ
で、四十年の監査結果の反省から、特
に重視をおく必要があるとみとめられる
ものにして、四十一年度の監査の主
眼事項を、つぎのようにきめた。

監査の主眼二つの柱

四十一年度の監査主眼事項の大きな柱
は、主としてつぎの二つである。

つかない。
力なれど、特別控除を年度単位に計上
するのはいわゆる中途開削の場合に限
られることとなつたわけである。
(保護課)

- (一) 生活保護の適正な執行とあわせ
自立助長の組織的推進の状況につ
いての監査を実施すること。
- (二) 医療扶助推進方針の確立と、そ
の組織的推進の状況について監査を
実施すること。

なぜ二つの柱が打ち出
されたか

- (一) 生活保護の適正な執行と自立助長
の組織的推進の状況
生活保護制度の運営にあつては、
① 扶助費を正確に給付すること
② 世帯の自立助長を図ること
の両者が要求される。

最近の傾向をみると、適正な執行がほ
ぼ確保されつつあるが、自立助長への配
意に若干かけるうらみがある。
そこで、四十一年度においては、従来
より生活保護の適正実施を堅持すると
ともに、自立可能ケースに対する福祉事
務所の積極的な支援体制の確保に監査の
重点をおくこと。

すなわち、不正な受給者を厳正に排
除するとともに、被保護者の自立意欲に
呼応した暖かい支援の手をさしのべる体
制をとることに監査の重点をおくこ
ととしたわけである。

一日でも早く自立更生しようとしてい
るケースを、福祉事務所毎に重点的に選
定し、地域社会および関係機関の連携、
協力のもとに、福祉事務所の全組織をあ
けて、積極的な支援体制が確保されてい
るか、どうかにつき監査の重点をおくこ
とにした。

- (ア) 自立可能ケースの選定がどのよ
うに行なわれているか。
自立可能ケースの選定が、重層的にな
されているか、どうか。福祉事務所が過
大な目標を設定していないか、目標が多
いと、どうしてもケースに対する重点的
な援助、指導が行なわれず、効果が十分
あがらないおそれがあるからである。従
ってケースをしばった自立可能ケースの
選定の状況に注目する必要がある。
- (イ) ケースの処遇方針が確立されて
いるか。

最近の監査を通じてみられる傾向は、
福祉事務所にケースをどうしたら自立で
きるか、の配慮がややうすいといふこと
である。

例えば、保護の開始原因が「世帯主の
疾病」といふような場合、世帯主の病氣
が治癒しても、深く検討を加えられるこ
となく、安易に保護が継続しているよう
な事例も、一部にみられる。

ケースの処遇方針をたてるにあつて
は、(ア)にのべるように、早急に自立
が期待できないと思われるケースと、比
較的早い期間に自立が期待できるケース
との分類の状況と、自立可能なケースに
ついては、

- ① 自立更生のための要因
- ② いつ頃自立できるかのメドとその
方策

つまり、ケースをどの時点で、どう指
導するかのプロセスに注目する必要が
ある。

自立のために福祉事務所と被保護者が
一体となつて協力する体制をどうつく
ているか。自立の究極のメスは、被保
護者本人の心と意欲に燃するといえる。
したがって本人の悩みに、心から相談に
のり、本人に対するなぐさめ、激励、勇
気づけ等を通じて、両者の心のふれあ
いがなければ、其の自立は期待できない
であろう。このように被保護者本人が意
欲をもちつづけるような暖かい配慮がケ
ースの取扱い上、はらわれているかどう

かの着眼が必要なのである。

- (ウ) 関係機関との組織的連携が、
はかられているか。

この被保護者の自立のための積極的な
支援体制は、個々のケース・ワーカーがば
らばらに行なつていても、その効果はう
すいといふことである。これを効果ある
しめるためには、福祉事務所が一体とな
つた組織的活動を推進しなければならな
い。このためには、自立更生に必要なあ
らゆる機関を動員し、地域社会等とのむ
すびつきを、福祉事務所がリーダーとな
つて推進することである。

自立更生を目的とした就業の機会の提
供、就業に必要な技術修得のための再訓
練を中心として、本法の生業費、技能修
得費、就職したく費、その他福祉施設費
金、世帯更生資金等他法他施策の積極的
活用がはからなければならない。

このためには、民生委員、社会福祉協
議会、母子相談員、身体障害者福祉司を
はじめとする各種福祉司、児童相談所、
職業安定所、内職職業指導所、職業訓練
所、心配ごと相談所、学校、保健所等の
三つの緊密な連携によつて、それぞれ
の被保護者に応じた適度の付与のための
行政的努力が傾注されなければならない
い。

したがって、かかる観点から、福祉事
務所が、関係機関との連携を、どう組
むかを、

組織的にすすめているかが、監査の着眼と
なる。

- (二) 医療扶助推進方針の確立とその組
織的推進の状況についての監査を実施す
ること。

医療扶助の運営にあつて大切なこと
は、福祉事務所幹部の医療扶助に対する
問題意識である。現行の医療扶助で、何
が問題なのか、事務所として何をなすべ
きかの認識である。

監査を通じてみられる傾向は、医療扶
助の重要性が強調されながら、医療扶助
推進方針が十分確立されておらず、その
実施が、やや平面的なきらいがみにつけ
られることである。

- (ア) 福祉事務所における医療扶助運
営方針の確立および実施体制の整備
がどうなっているか。

医療扶助の運営の検討にあつて重要
なことは、保護状況の分析、各種統計の
活用により、医療扶助助の課題の究
明がなされているか、どうかの点地から
検討すること。

ついで、今後福祉事務所として問題点
の解決をはかるために、具体的にどうい
う対策をたてているか、の検討である。